

第 4 1 号議案

群馬県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則について

このことについて、別紙のとおり決定されたく提出します。

令和 6 年 1 2 月 2 0 日

群馬県教育委員会

教育長 平 田 郁 美

群馬県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則（案） の概要

教育委員会学校人事課

1 議案の概要

刑法の一部改正に伴い、「懲役」及び「禁錮」を廃止し、これらに代えて「拘禁刑」を創設する改正があったことに伴い、群馬県教育職員免許状に関する規則について所要の改正を行う。

2 改正理由

- 「刑法等の一部を改正する法律」（令和４年法律第６７号）及び「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」（令和４年法律第６８号）が、令和４年６月１７日に公布され、令和７年６月１日に施行される。
- 今回の法改正で、「懲役」及び「禁錮」を廃止し、これらに代えて「拘禁刑」を創設する改正があった。
- 上記に伴い、免許状に関し必要な事項を定めている群馬県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する。

3 改正内容

- 「別記様式３ 宣誓書」の本文中、「１ 禁錮以上の刑に処せられた者」を「１ 拘禁刑以上の刑に処せられた者」に改める。

4 施行期日

令和７年６月１日

群馬県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年●●月●●日

群馬県教育委員会教育長 平 田 郁 美

群馬県教育委員会規則第●●号

群馬県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

群馬県教育職員免許状に関する規則（昭和三十七年群馬県教育委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別記様式第三号中「肄」を「苙」に改める。

附 則

この規則は、令和七年六月一日から施行する。

群馬県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
○群馬県教育職員免許状に関する規則 昭和三十七年十二月二十八日教育委員会規則第十四号 <u>附 則（令和 年 月 日教育委員会規則第 号）</u> <u>この規則は、令和七年六月一日から施行する。</u>	○群馬県教育職員免許状に関する規則 昭和三十七年十二月二十八日教育委員会規則第十四号

改正後	改正前
別記様式第3号（規格A4）（第3条関係） 宣 誓 書 年 月 日 群馬県教育委員会 あて 氏 名 私は、下記の各号に該当しないことを宣誓いたします。 記 1 <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者 2 免許状失効の処分を受け、当該失効の日から3年を経過しない者 3 免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者 4 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者	別記様式第3号（規格A4）（第3条関係） 宣 誓 書 年 月 日 群馬県教育委員会 あて 氏 名 私は、下記の各号に該当しないことを宣誓いたします。 記 1 <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者 2 免許状失効の処分を受け、当該失効の日から3年を経過しない者 3 免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者 4 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者